



## 育教の兒幼 輯編會協園稚幼本日

會 長  
主 幹

東京女子高等師範學校校長  
東京女子高等師範學校教授  
附屬幼稚園主事

吉 岡 郷 甫  
堀 七 藏

### 日本幼稚園協會規則

- 第一條 本會ハ幼児教育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ日本幼稚園協會ト稱ス
- 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼児教育ニ篤志ナルモノトス
- 第四條 會員ハ會費トシテ一ヶ月金參拾五錢ヲ齎出スヘシ
- 第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルトキハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ
- 第六條 幼稚園ニ關係アルモノニシテ本會ノ事業ノ爲ニ特ニ盡力ヲ與ヘラル、モノニ請ヒテ地方委員トナスコトアルベシ
- 第七條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク。但場合ニヨリ臨時休會スルコトヲ得
- 第八條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ
  - 一、幼児教育ニ關スル研究及ビ調査
  - 一、幼児教育ニ關スル講演會及ビ講習會ノ開催
- 一、雜誌發行（毎月一回）

- 一、幼児教育ニ關スル圖書刊行
- 一、保姆就職及招聘ニ關スル仲介
- 一、其也本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件
- 第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 會長 一名 會務ヲ總理ス
  - 主 幹 一名 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス
  - 幹 事 若干名 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
  - 評議員 若干名 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ズ
- 第十條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
- 第十一條 主 幹 幹 事 評議員ハ二ケ年ナ期シテ會長ヨリ推舉スルモノトス
- 第十二條 本會ハ必要ニ應ジ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ル、トアルベシ
- 第十三條 本規則ハ總會出席會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザンハ變更スルコトヲ得ズ